

事務連絡
令和2年3月31日

都道府県
各 指定都市
中核市

生活困窮者自立支援制度主管部局
民生主管部局

御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた
住宅ローン等の返済猶予等について（周知）

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、銀行等においては、金融庁からの本年2月7日の要請（別添1）に加え、3月6日の内閣府特命担当大臣（金融）名での要請（別添2）を踏まえ、個人の事業性ローン、住宅ローン等について、返済猶予等の相談に応じる等、必要な支援を実施しているところです。

また、金融庁においては、金融機関の問合せ窓口の照会や金融機関とのお取引に関するご相談等を受け付けるため、「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」が開設されております。（別添3 リーフレット参照）

上記について了知の上、自立相談支援機関や家計改善支援事業の受託者等において、生活困窮者からの相談に応じる中で、住宅ローン等に関するお悩みを抱えていることが把握された場合等は、下記の専用相談ダイヤルを紹介するなどの対応をお願いします。

また、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）に周知いただくよう、よろしく願いいたします。

「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」
0120-156811（フリーダイヤル）【平日10時00分～17時00分】
※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

以上

【添付資料】

- (別添1)「新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた対応について(要請)」(令和2年2月7日)
- (別添2)「新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について(要請)」(令和2年3月6日内閣府特命担当大臣(金融)事務連絡)
- (別添3)「新型コロナウイルス感染症の影響による資金繰り等でお困りの事業者・個人の皆様へ」(リーフレット)

(問い合わせ先)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
電話：03-5253-1111(内線2231)

令和 2 年 2 月 7 日

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた対応について（要請）

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している現下の状況に鑑み、政府は 1 月 30 日に「政府対策本部」を設置した上で、対策を総合的かつ強力に進めているところである。

また、日本時間 1 月 31 日未明、世界保健機関（WHO）より緊急事態宣言が発表された。

こうした中、国内外の感染状況や感染症による事業者への影響等も踏まえ、今般、下記事項について要請しますので、貴協会等におかれては、周知徹底方よろしく願いたい。

記

1. 厚生労働省、外務省等から示される新型コロナウイルス感染症に関する情報等の収集に努めること。
2. 新型コロナウイルス感染症への感染対策の実施に加え、従業員に対する注意喚起や職場の清掃・消毒を徹底するとともに、従業員の健康状態の確認や、従業員が発症した場合の対処に万全を期すこと。
3. 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対し、関係機関とも連携しつつ、きめ細かな事業者支援のため、金融機関が事業者を訪問するなど、丁寧かつ親身になって経営相談に乗るとともに、事業者からの経営の維持継続に必要な資金の借入の申込みや、顧客からの貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、適切な対応に努めること。
4. 新型コロナウイルス感染症により、施設への宿泊等を余儀なくされるなどの影響を受けた顧客から、金融サービスに関する要望があった場合には、顧客の状況等を十分に勘案し、柔軟な対応に努めること。

以上

令和 2 年 3 月 6 日

預金取扱金融機関 代表者 殿

内閣府特命担当大臣（金融） 麻生 太郎

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について（要請）

新型コロナウイルス感染症の影響の拡大を受け、海外旅行者だけでなく国内旅行者の減少による観光業者の売上減少や中国からの部品・材料の調達難等による製造業者の生産減少等に伴う、資金繰りへの懸念が業種を問わず存在しているところである。

金融機関においては、従来より事業性評価や伴走型支援といった事業者の実態把握と必要な支援に取り組んでいると承知しているが、今般の問題に対する対応はまさにこれまでの取組の真価が問われる局面である。

特に、年度末は、資金繰りが更に厳しくなるおそれもあることから、下記事項について要請するとともに、金融庁としても、金融機関における事業者支援の取組みの促進を当面の検査・監督の最重点事項とし、下記事項に係る取組状況を適時適切に確認していくことから、現場の営業担当者等を含めた金融機関全体に徹底方よろしくお願いしたい。また、事業者から不必要に多大な書類等を徴求することがないように配慮願いたい。

記

1. 事業者の業況や当面の資金繰り等について、事業者訪問や緊急相談窓口の設置などをして、きめ細かく実態を把握すること
2. 既往債務について、事業者の状況を丁寧にフォローアップしつつ、元本・金利を含めた返済猶予等の条件変更について、迅速かつ柔軟に対応すること
3. 新規融資について、各金融機関の緊急融資制度の積極的な実施（担保・保証徴求の弾力化含む）に加え、政策金融機関や信用保証協会によるセーフティネット貸付や、セーフティネット保証等の活用も含め、事業者のニーズに迅速かつ適切に対応すること
4. 事業者に対する支援を迅速かつ適切に実施できる態勢を構築すること

なお、金融庁・財務局は、金融機関に対して、特別ヒアリングを実施するとともに、必要に応じて検査を実施することにより、金融機関の取組状況を適時適切に確認していく。

また、金融庁に2月28日に設置した「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」に加え、財務局に専用ダイヤルを設置し、事業者から寄せられた相談等を金融機関に還元の上、その適切な対応を求めていく。

更に、金融庁から金融機関に対して、条件変更等の取組状況（金融円滑化法と同様に「貸付けの条件変更等の申込み数」、「うち、条件変更を実行した数」、「うち、謝絶した数」等）の報告を求め（銀行法第24条等による報告徴求）、その状況を公表することとする。

一方で、金融庁は、各金融機関における上記取組みを円滑に進める観点から、例えば、金融庁・財務局による従来から行っている定例のヒアリング・会議等の実施の柔軟化等、金融機関の負担軽減等のために必要な取組みを行っていく。

また、令和元年12月に検査マニュアルを廃止し、返済猶予等の条件変更した場合の債権の区分など、個別の資産査定も含め、金融機関の判断を尊重する方針としていることから、この趣旨も踏まえ、積極的に事業者支援に取り組んで頂くよう要請するものである。

以上

新型コロナウイルス感染症の影響による 資金繰りやローンの返済等でお困りの皆様へ

資金繰りやローンの返済等でお困りのことはありませんか？
取引先の金融機関の相談窓口へ積極的にご相談ください。

銀行等においては、迅速かつ柔軟に事業者・個人
の皆様の支援に取り組んでいますので
お取引先の銀行等へ積極的にご相談ください



具体的な支援策(新規融資・条件変更)

- ・新規融資をお願いしたい。
- ・既往債務の返済猶予について相談したい。
- ・住宅ローン等の返済猶予について相談したい。
- ・政府系金融機関の活用を検討したい。



事業者・個人の皆様

新規融資・既往
債務の返済猶予

相談

まずはお取引先の
銀行等へ積極的
にご相談ください！！

迅速かつ柔軟に

つなぎ融資や、
返済猶予等の条件
変更



民間金融機関

協調・連携

新規融資の相談

セーフティネット貸付による支援



政府系金融機関

**金融機関は事業者のニーズを踏まえた必要な支援を実施します。
個人の事業性ローン、住宅ローン等についても必要な支援を実施します。**

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた 事業者・個人の皆様の支援に係る金融庁の施策について

令和2年3月6日

金融庁は、金融機関に対し以下の通り要請しております。(麻生財務大臣兼金融担当大臣談話)

各民間金融機関におかれては、従来より事業性評価や伴走型支援といった事業者の実態把握と必要な支援に取り組んでいると承知していますが、今般の問題に対する対応はまさにこれまでの取組の真価が問われる局面です。2月7日の要請以降も、海外旅行者だけでなく国内旅行者の減少による観光業者の売上減少や中国からの部品・材料の調達難等による製造業者の生産減少等に伴う、事業者からの資金繰りに係る不安の聲が、業種を問わず非常に多く寄せられているものと認識しております。

このような状況を踏まえ、事業者の業況や当面の資金繰り等について、事業者訪問や緊急相談窓口の設置などをして、更にきめ細かく実態を把握して頂くよう強く要請します。特に、年度末は、資金繰りが更に厳しくなるおそれもあることから、資金面において事業者が年度末を乗り越えられるよう、

- ・ 既往債務について、事業者の状況を丁寧にフォローアップしつつ、元本・金利を含めた返済猶予などの条件変更について、迅速かつ柔軟に対応すること
- ・ 新規融資について、各金融機関の緊急融資制度の積極的な実施(担保・保証徴求の弾力化含む)に加え、政策金融機関や信用保証協会によるセーフティネット貸付やセーフティネット保証等の活用も含め、事業者のニーズに迅速かつ適切に対応すること
- ・ こうした事業者に対する支援を迅速かつ適切に実施できる態勢を構築すること

を現場の営業担当者等を含めた金融機関全体に徹底頂きたいと存じます。また、事業者から不必要に多大な書類等を徴求することがないよう配慮願います。

【お問い合わせ先】

■ 金融庁の相談窓口（受付時間：平日 午前10時～午後5時）

◎ 新型コロナウイルスに関する相談ダイヤル

0120-156811（フリーダイヤル）

※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

■ 各財務局の相談窓口

◎ 北海道財務局	011-729-0177	◎ 近畿財務局	06-6949-6530
◎ 東北財務局	0120-917-993	◎ 中国財務局	0120-99-0028
◎ 関東財務局	048-615-1779	◎ 四国財務局	087-811-7803
◎ 北陸財務局	076-208-6711	◎ 九州財務局	096-353-6352
◎ 東海財務局	052-687-1887	◎ 福岡財務支局	092-433-8066
		◎ 沖縄総合事務局	098-866-0095

■ 銀行協会・政府系金融等の相談窓口

◎ 全国銀行協会	050-3385-6091	◎ 日本政策金融公庫	0120-154-505
◎ 全国信用金庫協会	03-3517-5825	◎ 沖縄振興開発金融公庫	098-941-1795
◎ 全国信用組合中央協会	03-3567-2456	◎ 商工組合中央金庫	0120-542-711
		◎ 日本政策投資銀行	0120-598-600

■ 事業者の皆様へのご支援策

経済産業省ホームページの特設ページに様々な支援メニューが掲載されています。

経済産業省 [新型コロナウイルス感染症関連](#) で検索